

事 務 連 絡

令和8年3月10日

成年後見制度報酬助成金等支給規則制定について

本市では、成年後見制度を利用するにあたり、費用を負担することが困難と認められる方を対象とした申立て手続費用及び成年後見人等に支払う報酬の助成を行っております。

これまで、市長申立てのみを対象に報酬助成金を交付していましたが、新たに規則を制定（令和8年3月2日施行）し、別紙のとおり対象を拡充いたしました。

申請書等につきましては、添付書類をご確認ください。ご不明点等ございましたら、お問い合わせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

水戸市 障害福祉課 給付係（川村）

029-232-9173

水戸市 高齢福祉課 高齢福祉係（新谷）

029-232-9174

<p>手続費用助成</p>	<p>対象者：(1) と (2) のどちらも満たす審判の申立てをした者</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳に記録されている被後見人等（ただし、他市区町村が法令等による援護等の実施者である場合を除く。）及び本市が法令等による援護等を実施している被後見人等</p> <p>(2) 被後見人等と申立てをした者が以下のいずれかに該当する者</p> <p>ア 生活保護受給世帯</p> <p>イ 中国残留邦人等支援給付受給者</p> <p>ウ ア及びイに準ずる状態にあると市長が認める者</p> <p>助成額：審判請求に係る申立手数料，登記手数料，郵送料，診断書作成料，鑑定費用を合算した額を超えない範囲で市長が適当と認める額（家庭裁判所が決定した審判の内容に基づき決定）</p>
<p>報酬助成</p>	<p>対象者：(1) と (2) のどちらも満たす被後見人等</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳に記録されている被後見人等（ただし、他市区町村が法令等による援護等の実施者である場合を除く。）及び本市が法令等による援護等を実施している被後見人等</p> <p>(2) 被後見人等が以下のいずれかに該当する者</p> <p>ア 生活保護受給世帯</p> <p>イ 中国残留邦人等支援給付受給者</p> <p>ウ ア及びイに準ずる状態にあると市長が認める者</p> <p>助成額：下記の額または家庭裁判所の審判により定められた額のいずれか低い額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被後見人等が在宅の場合 月額 28,000 円</li> <li>・被後見人等が施設等に入所または3か月を超えて入院している場合 月額 18,000 円</li> <li>・後見監督人等が選任されている場合 月額 10,000 円</li> </ul> <p>※1月に満たない月がある場合は，日割りによる額とする</p>

※申請期間は，後見等開始又は報酬付与審判日から起算して3か月以内です。